

○厚生労働省告示第三百五十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の同表の中欄に掲げる場所における従たる事務所を同表の下欄に掲げる日をもって廃止することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成三十年十月十二日

厚生労働大臣 根本 匠

健康保険組合名	所 在 地	廃 止 年 月 日
シンフォニアテクノロジー 健康保険組合	愛知県豊橋市三弥町百五十番地シン フォニアテクノロジー株式会社豊橋事 業所内	平成三十年四月一日